

News Release

株式会社山陰合同銀行

〒690-0062 島根県松江市魚町 10
TEL.0852-55-1000
<https://www.gogin.co.jp>

2022年3月11日

「相続手続きの共通化」の取り組みを拡大

山陰合同銀行（頭取 山崎 徹）と鳥取銀行（頭取 平井 耕司）が2022年1月4日（火）より開始した預金等の相続における手続きおよび書類の共通化の取り組みを、下記の山陰両県内に本社を置く全ての銀行と信用金庫に拡大することとなりましたので、お知らせします。

引き続き、地域金融機関が相互に連携し、お客様に満足いただけるサービスの提供に努めてまいります。

記

1. 実施日

| 金融機関名 | 実施時期 |
|------------------------------|----------------|
| 山陰合同銀行、鳥取銀行 | 2022年1月4日（実施済） |
| 島根銀行 鳥取信用金庫、米子信用金庫、倉吉信用金庫 | 2022年3月14日 |
| しまね信用金庫、島根中央信用金庫、 日本海信用金庫 | 2022年4月（予定） |

2. 概要

預金等の相続手続きにおいて、手続き関連書類を次のとおり共通化いたします。

- ・各行にご提出いただく「相続届」の様式・記入方法
- ・ご提出いただく確認書類（戸籍謄本）

3. 背景

- ・高齢化が進展する山陰地域において相続手続きの増加が予想されるなか、同じ預金等の相続であっても金融機関によって手続きの違いや、ご提出いただく確認書類が異なるなどの課題がありました。
- ・こうしたことから、本年1月より当行と鳥取銀行では預金等の相続手続きにおいてお客様にご提出いただく「相続届」の様式・記入方法とご提出いただく確認書類を共通化しました。
- ・本取り組みを山陰両県内に本社を置く全ての銀行と信用金庫に拡大することで、地域のお客様のさらなる利便性向上に繋がるものと考えております。

〔注意〕 本件は相続手続きを共同で行うものではありませんので、各金融機関所定の「相続届」や確認書類のご提出はこれまで同様必要となります。また、被相続人様のお取引内容によっては手続きが一部相違する取り扱いもあります。

4. 今後の予定

「相続手続きの共通化」のさらなる拡大とその他連携を図り、お客様の利便性向上に繋がるサービスの提供を進めていく方針です。

以上